

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、兵庫県が行った営業時間短縮の要請に応じた店舗を運営する事業者の皆様に対し、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を県と市町が協調して支給します。

[対象者] 県の要請に応じて時短営業にご協力いただいた店舗を運営する事業者の方

[支給要件] 定休日等の店休日を除く全ての営業日に継続して時短営業に協力していただいた店舗単位に支給します。

「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」申請要項の内容を確認のうえ、申請してください。

協力金には、(1)と(2)の2種類があり、いずれか又は両方を申請することができます。両方の協力金を申請される方も、一つの申請書で申請してください。

区分	(1) 県による要請	(2) 緊急事態宣言に基づく緊急事態措置
要請期間	令和3年1月12日(火)~13日(水)	令和3年1月14日(木)~2月7日(日)
対象地域	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市	県内全域
対象施設	食品衛生法の飲食店営業許可を受けている ・接待を伴う飲食店(キャバレー、スナック等)、 ・酒類の提供を行う飲食店等(バー、ナイトクラブ、カラオケ店、居酒屋等)	県内全域の、飲食店・遊興施設のうち食品衛生法の飲食店営業許可または喫茶店の営業許可を受けている飲食店 (酒類を提供する店に限定しません)
支給要件	通常午後9時以降も営業している店舗が営業時間を午前5時から午後9時までに短縮した場合に支給	通常午後8時以降も営業している店舗が、営業時間を午前5時から午後8時まで(酒類の提供は午前11時から午後7時まで)に短縮した場合に支給
支給額	1日あたり4万円/店舗×時短営業日数	1日あたり6万円/店舗×時短営業日数

※ **協力開始日から2月7日(日)まで継続して要請に応じていただければ、時短要請をした日数に応じて支給します。**

- ※ 定休日や不定休による店休日は時短営業日数から除きます。但し、コロナ禍で本来営業する日を休業とした場合は対象です。
- ※ 主たる事務所が兵庫県外でも県内に店舗があれば対象になります。大企業も対象です。
- ※ テイクアウトやデリバリー専門の飲食店、自動販売機、イートインスペースのあるスーパーやコンビニエンスストア、飲食スペースを有さないキッチンカー等は対象外です。
- ※ 業種別ガイドライン等に基づく感染防止の取組を行い、「感染防止対策宣言ポスター」を掲示することが必要です。県ホームページよりダウンロードしてください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/senngeennposter.html>



■申請に係る必要書類（詳しくは申請要項をご覧ください）

- 申請書
- 代表者の本人確認書類（住所・氏名・生年月日が分かるもの）の写し（運転免許証・マイナンバーカード等）
- 通帳の写し（表紙と見開き1ページ目）
- 直近の確定申告書の写し（開業間もなく確定申告を行っていない場合は、税務署への法人設立届出書や開業届の写し）
- 食品衛生法に基づく飲食店営業許可証又は喫茶店営業許可証の写し
- 通常の営業時間が分かる書類（店舗 HP・ショップカード・パンフレットの写し、店内表示の写真など）
- 店頭掲示又は店舗ホームページに掲示した時短営業告知文の写真又は写し
- 屋号、店名が確認できる店舗の外観及び店舗の内観写真
- 感染防止対策宣言ポスターを店頭または店内に掲示していることが確認できる写真
- 【該当者のみ】飲食店営業許可証等に係る申出書、理由書

<1.12～1.13 の時短要請に係る神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市の酒類を提供する飲食店等のみ>

- 酒類を提供していることが分かる書類（メニュー表・お品書きの写真、酒類の納品書・請求書など）

■申請方法

【申請受付期間】

令和3年2月8日（月）～令和3年3月1日（月）

【申請方法】

郵送または電子申請のいずれかの方法で、申請書と添付書類を提出してください。
様式はホームページからダウンロードできます。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr07/koronakansenkakudaibousikyouryokukin.html>



なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、ご持参による提出はご遠慮ください。

（1）郵送の場合 ※令和3年3月1日（月）消印有効

郵便物の追跡が可能な「レターパックライト」又は「レターパックプラス」で郵送ください。

（宛先）〒650-8779

神戸市中央区中山手通 兵庫県時短協力金事務局あて

※郵便番号と宛名だけで届きます（住所記入不要）

（2）電子申請の場合 ※令和3年3月1日（月）23時59分まで

県ホームページからリンクしている、申請用ウェブサイトから申請してください。

申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛てに受付完了メールが届きます。

■協力金の支払

申請受付から支給までは4週間程度を予定しています。

※本支援金は国、県及び市町の負担により行っていることから、支給には、予算の議決がなされた後にお支払いすることをご了承ください。（県は2/17議決予定、市町は2～3月にかけて市町毎に議決予定）

■協力金の返還

協力金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段により協力金を受領した場合は、協力金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。県が指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息（年10.95%の割合）が生じます。偽りその他不正の手段が特に悪質な場合は、警察に刑事告訴等を行います。

■お問い合わせ

《兵庫県時短協力金コールセンター》

開設時間 平日 午前9時から午後5時

電話番号 078-361-2501